

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和元年七月二十三日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 稗 田 明 弘

第二号	指定番号
第一項第五号	指定に係る道路の種類
第四十二条	指定の年月日
第七日	指定に係る道路の位置
三	指定に係る道路の延長 (単位メートル)
四十五・五三	指定に係る道路の幅員 (単位メートル)
六・〇〇	

指定番号

指定に係る道路の種類

指定の年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長
(単位メートル)

指定に係る道路の幅員
(単位メートル)

第二号

第一項第五号

第七日

三

四十五・五三

六・〇〇

埼玉県大里郡寄居町大字寄居字茅苅五百十七番